

# 奈良県公報

## 目次

ページ

○奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する規則（行政経営課）	一	一部を改正する規則（風致保全課）	一
○奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則（行政経営課）	一	○奈良県立都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（都市計画課公園緑地室）	一一
○奈良県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（風致保全課）	二	○奈良県立都市公園条例施行規則等の一部を改正する規則（都市計画課公園緑地室）	一二
○奈良県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（風致保全課）	二	○都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例施行規則（建築課）	一四

## 規則

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十六年十二月十六日

奈良県規則第十七号

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定

奈良県知事 柿本善也

### める規則

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成十六年十二月奈良県規則第十三号）附則第一号に規定する改正規定の施行期日は、平成十六年十二月十七日とする。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月十六日

奈良県知事 柿本善也

### 奈良県規則第十八号

奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則（平成十二年三月奈良県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し及び同条第一項中「別表第一の十二の項1」を「別表第一の十一の項1」に改め、同条第二項中「別表第一の十二の項11、12、13及び15」を「別表第一の十一の項11、12、13及び15」に改め、同条第三項中「別表第一の十二の項18」を「別表第一の十一の項18」に改める。

第三条（見出しを含む。）中「別表第一の十七の項」を「別表第一の十六の項」に改める。

別表第一中「別表第一の十二の項1」を「別表第一の十一の項1」に改める。  
別表第二の一の項中「別表第一の五の項5」を「別表第一の四の項5」に改め、同表の二の項中「別表第一の六の項11」を「別表第一の五の項20」に改め、同表の三の項中「別表第一の十七の項4」を「別表第一の十六の項4」に改め、同表の四の項中「別表第一の二十二の項2」を「別表第一の二十一の項2」に改め、同表の六の項2中「第六条」を「第五条」に改める。

第二条 奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「別表第一の十六の項」を「別表第一の十五の項」に改め、同条中「別表第一の十六の項」を「別表第一の十五の項」に改め、「（アを除く。）」を削る。

別表第二の三の項中「別表第一の十六の項4」を「別表第一の十五の項11」に改め、同項中2の次に次のように加える。

— 3 規則第七条の規定による適合証交付請求書の受理

同表の四の項中「別表第一の二十一の項2」を「別表第一の二十の項2」に改める。

附則

この規則中第一条の規定は平成十六年十二月十七日から、第二条の規定は平成十七年四月一日から施行する。

奈良県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十六年十二月十六日

奈良県知事 柿本善也

奈良県規則第十九号

奈良県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

奈良県屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成十六年十二月奈良県条例第十四号）の施行期日は、平成十六年十二月十七日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

奈良県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月十六日

奈良県知事 柿本善也

奈良県規則第二十号

奈良県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県屋外広告物条例施行規則（昭和三十五年六月奈良県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「美観風致上」を「良好な景観又は風致上」に改める。

第七条及び第八条を次のように改める。

（登録の更新の申請期限）

第七条 屋外広告業者は、条例第十五条第三項の規定により更新の登録を受けようとす

るときは、その者が現に受けている登録の有効期間満了日の三十日前までに当該登録の更新を申請しなければならない。

（登録申請書の様式）

第八条 条例第十五条の二第一項に規定する申請書は、屋外広告業登録申請書（第一号様式）によるものとする。

第八条の次に次の九条を加える。

（登録申請書の添付書類）

第八条の二 条例第十五条の二第二項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 申請者が法人である場合にあつてはその役員が、申請者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人が条例第十五条の二の三第一項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

二 申請者が選任した業務主任者が条例第十五条の二の八第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合する者であることを証する書面

三 申請者（法人である場合にあつてはその役員を、営業に関し成年者と同じの能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人を含む。）の略歴を記載した書面（第二号様式）

四 申請者が法人である場合にあつては、登記簿謄本

五 申請者が個人である場合にあつては、住民票の抄本

2 条例第十五条の二第二項及び前項第一号の誓約する書面は、誓約書（第三号様式）によるものとする。

（変更の届出）

第八条の三 条例第十五条の二の四第一項の規定による変更の届出は、屋外広告業登録事項変更届出書（第四号様式）により行うものとする。

2 前項の屋外広告業登録事項変更届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 条例第十五条の二第一項第一号に掲げる事項の変更 次に掲げる書類

ア 変更の届出をした者が法人である場合にあつては、登記簿謄本

イ 変更の届出をした者が個人である場合にあつては、住民票の抄本

二 条例第十五条の二第二項第二号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とす

る場合に限る。) 登記簿謄本

三 条例第十五条の二第二項第三号に掲げる事項の変更 登記簿謄本並びに前条第一項第一号及び第三号の書面

四 条例第十五条の二第二項第四号に掲げる事項の変更 前条第一項第一号及び第三号の書面

五 条例第十五条の二第二項第五号に掲げる事項の変更 前条第一項第二号の書面(登録簿の備置き)

第八条の四 条例第十五条の二の二第二項の屋外広告業者登録簿(以下「登録簿」という。)を生活環境部風致保全課に備え置く。

(閲覧の手続)

第八条の五 登録簿の閲覧(以下「閲覧」という。)をしようとする者は、屋外広告業者登録簿閲覧申込書(第四号の二様式)を知事に提出しなければならない。

(閲覧の停止及び禁止)

第八条の六 知事は、条例第十五条の二の五の規定により閲覧する者(以下「閲覧者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

- 一 登録簿を破り、若しくは汚したとき、又はそのおそれがあるとき。
- 二 他の閲覧者に迷惑をかけたとき。
- 三 閲覧に関して職員の指示に従わないとき。

2 知事は、前項に規定する場合のほか、登録簿の管理のため特に必要があると認める場合は、閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

(廃業等の手続)

第八条の七 条例第十五条の二の六の規定による廃業等の届出は、屋外広告業廃業等届出書(第四号の三様式)により行うものとする。

(認定の申請)

第八条の八 条例第十五条の二の八第一項第四号に規定する同等以上の知識を有する者は、営業所における屋外広告物の表示又はこれを掲出する物件の責任者として五年以上の経験を有し、かつ、過去五年にわたり屋外広告物に関する法令に違反していない者とする。

2 条例第十五条の二の八第一項第四号の規定による認定(以下「認定」という。)を

受けようとする者は、業務主任者認定申請書(第四号の四様式)に実務経歴書(第四号の五様式)を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、認定をしたときは、当該認定を受けた者に対し業務主任者認定証(第四号の六様式)を交付するものとする。

(標識の掲示)

第八条の九 条例第十五条の二の九に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法人である場合にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録番号及び登録年月日
- 三 業務主任者の氏名

2 条例第十五条の二の九の規定により屋外広告業者が掲げる標識は、屋外広告業者登録票(第四号の七様式)によるものとする。

(帳簿の記載事項等)

第八条の十 条例第十五条の二の十に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 注文者の氏名又は名称及び住所
- 二 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
- 三 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
- 四 当該表示又は設置の年月日
- 五 請負金額

2 条例第十五条の二の十の規定により屋外広告業者が備える帳簿は、第四号の八様式によるものとする。

3 第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シ・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて前項の帳簿への記載に代えることができる。

4 第二項の帳簿(前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。次項において同じ。)は、広告物の表示又は設置の契約ごとに作成しなければならない。

5 屋外広告業者は、第二項の帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後五年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

第十三条を次のように改める。

(身分を示す証明書)

第十三条 条例第十六条第三項に規定する証明書は、立入検査員証(第七号様式)によるものとする。

第一号様式から第四号様式までを次のように改める。

第一号様式 (第8条関係)

(表面)

年 月 日

奈良県知事 殿

住所

氏名

印

( 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 )

屋外広告業登録申請書

屋外広告業の登録を受けたいので、奈良県屋外広告物条例第15条第1項又は第3項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

登録の種類 更新	新規	※登録番号	奈良県屋外広告業登録第	号
	更新	※登録年月日	年 月 日	
ふりがな 氏名 及び生年月日	法人にあっては、 〔名称、代表者の氏 名及び生年月日〕 生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1 法人 2 個人 郵便番号 ( - ) 住所 電話番号 ( )			
1 奈良県の区 域内において 営業を行う営 業所の名称及 び所在地	営業所の名称	営業所の所在地 (郵便番号)	電話番号	
2 業務主任者 の氏名及び所 属する営業所 の名称	所属営業所名	氏名	捺印	

(裏面)

3 法人である 場合の役員 (業務を執行 する社員、取 締役又はこれ らに準ずる 者)の職氏名	職	ふりがな 氏 名	
4 未成年者で ある場合の法 定代理人の氏 名及び住所	ふりがな 氏 名	生年月日 年 月 日	
	住 所	郵便番号 ( - )	
5 他の地方公 共団体におけ る登録番号	登録を受けた地方 公共団体名	登録年月日	登録番号
	電話番号 ( )		

奈良県収入証紙はり付け欄 (消印はしないでください)

備考

- ※印のある欄には初回登録の場合、記入しないこと。
- 「新規 更新」及び「法人・個人の別」については、いずれか該当する方に丸印を付すこと。

第2号様式 (第8条の2関係)

申請者 [ 法人の役員  
本人 ] の略歴書  
法定代理人

現住所	郵便番号 ( - )	電話番号 ( ) -
ふりがな 氏名又は名称	生年 月日	
	期 自 年月日 至 年月日	職 務 内 容 又 は 業 務 内 容
略 歴		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容
上記のとおり相違ありません。		
平成 年 月 日	氏名	印

備考

「法人の役員 本人 法定代理人」については、該当するものに丸印を付すこと。

第3号様式 (第8条の2関係)

誓 約 書

申請者、その役員及び法定代理人は、奈良県屋外広告物条例第15条の2の3第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日  
申請者 印

奈良県知事 殿

第4号様式 (第8条の3関係)

年 月 日

奈良県知事 殿

屋 外 広 告 業 登 録 事 項 変 更 届 出 書

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

住所 氏名 印

奈良県屋外広告物条例第15条の2の4第1項の規定により、次のとおり届出をします。

登録番号	奈良県屋外広告業登録第 号		
登録年月日	年 月 日		
ふりがな 氏名 及び生年月日	生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1 法人 2 個人		
住 所	郵便番号 ( - )		
	電話番号 ( )		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

備考 「法人・個人の別」については、いずれか該当する方に丸印を付すこと。

第四号様式の次に次の三様式を加える。

第4号の2様式(第8条の5関係)

屋外広告業者登録簿閲覧申込書

年 月 日

奈良県知事殿

申請者住所

氏名

印

奈良県屋外広告物条例施行規則第8条の5の規定により、次のとおり屋外広告業者登録簿の閲覧を申し込みます。

1. 屋外広告業者名
2. 閲覧の目的

第4号の3様式 (第8条の7関係)

奈良県知事 殿

殿

年 月 日

住所

氏名

印

( 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 )

屋 外 広 告 業 廃 業 等 届 出 書

奈良県屋外広告物条例第15条の2の6第1項の規定により、次のとおり届出をします。

登録番号	奈良県屋外広告業登録第	号
登録年月日	年	月 日
ふりがな 氏 名	( 法人にあっては、名称、代表者の氏名 )	
住 所	郵便番号 ( - )	1 法人 2 個人 電話番号 ( ) -
届出の理由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産 4 解散 5 廃止	
届出理由の生じた日		
屋外広告業者と 届出人との関係	1 相続人 2 元役員 3 破産管理人 4 清算人 5 本人	

備考 「法人・個人の別」、「届出の理由」及び「屋外広告業者と本人との関係」については、該当するものに丸印を付すこと。

第4号の4様式 (第8条の8関係)

業 務 主 任 者 認 定 申 請 書

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所

氏 名

生年月日

(電話 )

年 月 日生

業務主任者としての認定を受けたので、奈良県屋外広告物条例施行規則第8条の8第2項の規定により申請します。

受 付 欄		摘 要	
-------	--	-----	--



第八号様式中「第13条関係」を「第8条の8関係」に改め、同様式を第四号の五様式とし、同様式の次に次の三様式を加える。

第4号の6様式（第8条の8関係）

第 号	業 務 主 任 者 認 定 証
住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日生
<p>奈良県屋外広告物条例施行規則第8条の8第3項の規定により、奈良県屋外広告物条例第15条の2の8第1項第1号から第3号までに掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定します。</p>	
年 月 日	
奈良県知事	印

第4号の7様式 (第8条の9関係)

← 40センチメートル以上 →	
屋 外 広 告 業 者 登 録 票	
氏名又は名称	
法人である場合の代表者の氏名	
登録番号	奈良県屋外広告業登録第 号
登録年月日	年 月 日
営業所名	
この営業所に置かれている業務主任者の氏名	
↑	↓

第4号の8様式 (第8条の10関係)

注文者の氏名又は名称		
注文者の住所	電話番号 ( ) -	
広告物の表示又は掲出物件の設置の場所		
表示した広告物又は設置した掲出物件	名称又は種類	数量
当該表示又は設置の年月日	年 月 日	
請負金額		

第七号様式を次のように改める。

第7号様式(第13条関係)

(表)

立 入 検 査 員 証	第	号
所 属 名 氏 名		
	年	月
	日	日生
<p>上記の者は、奈良県屋外広告物条例第16条第2項の規定による立入検査を行う職員です。</p>		
年	月	日
奈良県知事		
印		

(裏)

奈良県屋外広告物条例(抜粋)

(立入検査等)

第16条(略)

2 知事は、屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告を求め、又はその命じた者に営業所その他営業に係るのある場所に立入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第九号様式を削る。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、平成十六年十二月十七日から施行する。

奈良県立都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十六年十二月十六日

奈良県知事 柿本善也

奈良県規則第二十一号

奈良県立都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

奈良県立都市公園条例の一部を改正する条例（平成十六年十二月奈良県条例第十五号）の施行期日は、平成十六年十二月十七日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

奈良県立都市公園条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月十六日

奈良県知事 柿本善也

奈良県規則第二十二号

奈良県立都市公園条例施行規則等の一部を改正する規則

（奈良県立都市公園条例施行規則の一部改正）

第一条 奈良県立都市公園条例施行規則（昭和三十五年三月奈良県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「第五条第二項並びに法第六条第一項及び第三項」を「第五条第一項」に改め、同条第二号中「条例第三条第一項の許可及び」を「法第六条第一項及び第三項並びに条例第三条第一項の許可並びに」に改め、同条に次の一号を加える。

三 前号本文の規定にかかわらず、前号の許可又は承認の期間が一年を超えるときは、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分を四月二十五日までに徴収する。

第八条を第十条とし、第七条を第九条とする。

第六条中「第九号様式」を「第十一号様式」に改め、同条を第八条とする。

第五条第一項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

4 条例第九条の三第二項の規則で定める保管工作物等一覧簿の様式は、第九号様式とする。

5 条例第九条の七の規則で定める受領書の様式は、第十号様式とする。

第五条を第七条とし、第四条の次に次の二条を加える。

（工作物等を保管した場合の公示等の場所）  
第五条 条例第九条の三第一項第一号及び第二項並びに条例第九条の六第一項の規則で定める場所は、当該公園の管理に係る事務を行う事務所とする。

（競争入札における揭示事項等）

第六条 条例第九条の六第一項及び第二項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名
- 二 当該競争入札の執行の日時及び場所
- 三 契約条項の概要

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項  
別表第一から別表第四までの規定中「第七条関係」を「第九条関係」に改める。

第四号様式から第六号様式までの規定中「第5条第2項」を「第7条第2項」に、「第5条第2項」を「第5条第1項」に改める。

第七号様式及び第八号様式の規定中「第5条第2項」を「第7条第2項」に改める。

第九号様式中「第9条第2項」を「第8条第2項」に改め、同様式を第十一号様式とし、第八号様式の次に次の二様式を加える。



(奈良公園管理事務所長に対する事務委任規則の一部改正)

第二条 奈良公園管理事務所長に対する事務委任規則（昭和五十三年十二月奈良県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

本則第一号中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改め、本則第十号中「第九条」を「第九条第一項又は第二項」に改める。

（流域下水道センター所長に対する事務委任規則の一部改正）

第三条 流域下水道センター所長に対する事務委任規則（昭和五十五年六月奈良県規則第六号）の一部を次のように改正する。

本則第八号中「第九条」を「第九条第一項又は第二項」に改める。

（土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則の一部改正）

第四条 土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則（昭和五十七年四月奈良県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二項第七号中「第九条」を「第九条第一項又は第二項」に改める。

（西奈良県民センター所長に対する事務委任規則の一部改正）

第五条 西奈良県民センター所長に対する事務委任規則（昭和六十年三月奈良県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

本則第四号中「第九条」を「第九条第一項」に改める。

（民俗博物館長に対する事務委任規則の一部改正）

第六条 民俗博物館長に対する事務委任規則（昭和六十年三月奈良県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

本則第七号中「第九条」を「第九条第一項又は第二項」に改める。

（教育長に対する事務委任規則の一部改正）

第七条 教育長に対する事務委任規則（昭和六十年三月奈良県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

本則第一号中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改め、本則第五号中「第十一条第一項若しくは第二項」を「第二十七条第一項若しくは第二項」に改め、本則第十四号中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改め、同号を本則第十七号とし、本則第十三号を第十六号とし、本則第十二号中「第九条」を「第九条第一項又は第二項」に改め、同号を本則第十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

十四 条例第九条の三第二項の規定により保管工作物等一覧簿を備え付け、かつ、

これを閲覧させること。

十五 条例第九条の七の規定により保管した工作物等を返還すること。

本則中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、本則第六号中「第十二条第一項から第三項」を「第二十八条第一項から第三項」に改め、同号を本則第七号とし、本則第五号の次に次の一号を加える。

六 法第二十七条第四項の規定により工作物等を保管し、同条第五項の規定により公示し、同条第六項の規定により当該工作物等を売却し、若しくはその売却した代金を保管し、又は同条第七項の規定により当該工作物等を廃棄すること。

（馬見丘陵公園館長に対する事務委任規則の一部改正）

第八条 馬見丘陵公園館長に対する事務委任規則（平成三年四月奈良県規則第四号）の一部を次のように改正する。

本則第八号中「第九条」を「第九条第一項又は第二項」に改める。

（福祉住宅体験館長に対する事務委任規則の一部改正）

第九条 福祉住宅体験館長に対する事務委任規則（平成十年十月奈良県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

本則第四号中「第九条」を「第九条第一項」に改める。

附則

この規則は、平成十六年十二月十七日から施行する。

都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例施行規則をここに公布する。

平成十六年十二月十六日

奈良県知事 柿本善也

奈良県規則第二十三号

都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例（平成十六年十二月奈良県条例第十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第三条第一項第三号の規則で定める道路の幅員）

第二条 条例第三条第一項第三号の規則で定める区域内の主要な道路の幅員及び当該道

路が接続する区域外の道路の幅員は、六メートル（災害の防止、通行の安全等に支障がないと認められる場合にあつては、おおむね四メートル）以上とする。

（条例第三条第一項第五号の規則で定める土地の区域）

第三条 条例第三条第一項第五号の規則で定める土地の区域は、次に掲げるものとする。

- 一 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により指定された地すべり防止区域

- 二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）

第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

- 三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域

- 四 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第二項第一号に掲げる農地
- 五 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項

第一号に規定する農用地区域

- 六 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第六十九条第一項に規定する史跡名勝天然記念物に係る地域

- 七 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項本文又は第二十五条の二第一項の規定により指定された保安林（同法第三十条及び第三十条の二の規定により告示した保安林予定森林を含む。）の区域

- 八 自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）第十三条第一項の規定により指定された特別地域

- 九 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）

第六条第一項の規定により定められた歴史的風土特別保存地区（明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第三条第一項の規定により定められた第二種歴史的風土保存地区を除く。）

- 十 奈良県立自然公園条例（昭和四十一年十二月奈良県条例第二十三号）第十条第一項の規定により指定された特別地域

- 十一 奈良県文化財保護条例（昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号）第三十八条

第一項に規定する県指定史跡名勝天然記念物に係る地域

- 十二 前各号に掲げるもののほか、都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八

号）第八条第一項第二号口から二までに掲げる土地の区域として知事が定めるもの（条例第三条第二項の規則で定める事項等）

第四条 条例第三条第二項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 土地の区域の名称
- 二 土地の区域の町名又は字名
- 三 土地の区域の面積

2 条例第三条第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 土地の区域の位置図（縮尺二万分の一以上のもの）
- 二 土地の区域の区域図（縮尺五千分の一以上のもの）
- 三 条例第三条第一項各号のいずれにも該当することを証する書類
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 前二項の規定は、指定の変更又は廃止について準用する。

（条例第三条第四項等の規定による公示の方法）

第五条 条例第三条第四項（条例第四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、奈良県公報に登載して行うものとする。

2 知事は、前項の規定により登載したときは、次に掲げる書類を公衆の縦覧に供するものとする。

- 一 公示の内容を記載した書類
- 二 土地の区域（建築物の用途を指定する場合にあつては、当該指定に係る土地の区域を含む。次号において同じ。）の位置図（縮尺二万分の一以上のもの）
- 三 土地の区域の区域図（縮尺五千分の一以上のもの）

3 前二項の規定は、指定の変更又は廃止について準用する。

（条例第四条第一項第三号の規則で定める建築物）

第六条 条例第四条第一項第三号の規則で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）別表第二(三)項第二号に掲げる建築物
- 二 建築基準法別表第二(は)項第五号及び第六号に掲げる建築物
- 三 研究所、事務所及び倉庫で床面積の合計が三百平方メートル以内のもの
- 四 工場（建築基準法別表第二(七)項第三号、(り)項第三号及び(ぬ)項第一号に掲げるものを除く。）で床面積の合計が三百平方メートル以内のもの（作業場の床面積の合計が百五十平方メートル以内のものに限る。）

が百五十平方メートル以内のものに限る。）

五 当該地域の産業の振興に寄与するものとして知事が定める事業を営む工場で床面積の合計が三百平方メートル以内のもの（作業場の床面積の合計が百五十平方メートル以内のものに限る。）

（条例第四条第二項において準用する条例第三条第二項の規則で定める事項等）

第七条 条例第四条第二項において準用する条例第三条第二項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 建築物の用途の指定に係る土地の区域の名称
- 二 建築物の用途の指定に係る土地の区域の町名又は字名
- 三 建築物の用途の指定に係る土地の区域の面積
- 四 建築物の用途

2 条例第四条第二項において準用する条例第三条第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 建築物の用途の指定に係る土地の区域の位置図（縮尺二万分の一以上のもの）
  - 二 建築物の用途の指定に係る土地の区域の区域図（縮尺五千分の一以上のもの）
  - 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 3 前二項の規定は、指定の変更又は廃止について準用する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

（都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則の一部改正）

2 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則（昭和四十五年十一月奈良県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び都市計画法施行令第三十一条ただし書の規定による開発区域の面積を定める条例（平成十五年三月奈良県条例第四十七号）」を、「都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例（平成十六年十二月奈良県条例第十九号）及び都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例施行規則（平成十六年十二月奈良県規則第二十三号）」に改める。

【定 価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発 行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二一三二一一〇二代

印 刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八  
電話 〇七四二一三五七七二二代

本誌は再生紙を使用しています。

